

第479回（定例）福崎町議会会議録

平成30年6月12日（火）

午前9時30分 開 会

1. 平成30年6月12日、第479回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	上下水道事業管理者	近藤博之
技 監	吉栖雅人	会 計 管 理 者	小幡伸一
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
上 下 水 道 課 長	成田邦造	学 校 教 育 課 長	岩木秀人
社 会 教 育 課 長	大塚久典		

1. 議事日程

- 第 1 閉会中の所管事務調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の所管事務調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 5 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、木村委員長。

木村総務文教 皆さんおはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から、議会閉会中に行いました委員会について報告いたします。

委員会は4月23日月曜日と5月21日月曜日の2回開会いたしました。調査の結果については、配付いたしております委員会調査報告書のとおりですが、特に委員から質疑があったものや補足説明をさせていただきます。

まず、総務課からの障害者雇用についてであります。委員から「何級から雇用対象になるのか」との質疑があり、「6級以上の障害者手帳をお持ちの方が対象になる」とのことです。「役場の場合は任命権者ごとに、議会事務局、町長部局、教育委員会部局となり、議会事務局は法律の適用外となり、町長部局は3人、教育委員会部局では1人を雇用する必要がある。町長部局の障害者雇用の1名が、3月に急遽退職したので、0.5人が足りない状況になっている。労働局からも指導を受け、ハローワークに募集をかけているが、嘱託の短時間勤務職員として採用できればと考えている」との報告を受けました。

次に、学校教育課から建設工事等の進捗状況についての報告の中で、高岡小学校プール改修工事について、委員から工事内容の質問がありました。理事者側から、「4月23日の委員会報告時点で進捗率は15%、5月21日の報告では50%である」とのことです。「プールサイドのコンクリートを撤去して配管の入れ替えを行っている。プール槽との接続箇所など、管の腐食状況などを確認しながら進めている」とのことです。また、プール槽については、現在ある槽の内側に防水シートを前面にはり、プールサイドについては現在のコンクリートの四角いタイルブロックを全て撤去し、グリーン系の滑らない敷物をはるとのことです。

また、トライやるウィークについて、「1事業所、たいの鯛福崎店が今年新たに申し入れをいただき70事業所になったが、図書館、文化センターはあるのに、福崎町役場がないのはなぜか」との委員からの質問に、「将来、役場の職員になりたいと思う子どももいるはず、ぜひ検討してほしい」との意見も出ました。

また、遠野市との児童交流事業については、5月15日から各小学校6年生の児童を対象に遠野市訪問団員15名の募集を配布したところ、5月21日の時点で高岡小学校1名、福崎小学校6名、田原小学校2名、八千種小学校12名の応募があったとのことです。

学校給食の話では、カレーがおいしくなったと子どもたちから委員の方がうれしい報告を聞いてまいられまして、「おいしくなったのは業務委託で何か変わったのか」との質問に対し、「栄養士は一緒です。以前からカレーについては残食ゼロでしたが、これからも意に沿う形で、子どもたちの食べ物を安心・安全で、

しかもおいしいものをつくっていただけるよう、給食センター並びに神戸フーズに伝えます」とのことです。

以上、総務文教常任委員会からの報告です。終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり 皆さんおはようございます。

常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会閉会中に行いました所管事務調査について、報告をさせていただきます。

委員会は4月25日と5月23日の2回開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について説明をさせていただきます。

まず、4月25日の委員会では、公害防止協定に基づく2件の協議事項について、いずれも申請のとおり許可することに決定しました。

住民生活課からは、国庫補助の内示額が低いため、町営住宅駅前団地建て替え工事の入札を中止するとの報告がありました。

農林振興課からは、高岡・福田ほ場整備について報告がありました。国庫補助の内示率が低く、平成30年度に予定していた面整備工事が、平成31年度にずれ込む可能性があるとのことです。

次に、5月23日の委員会では、公害防止協定に基づく2件の協議事項について、いずれも申請のとおり許可することに決定しました。

住民生活課からは、次期ごみ処理計画検討委員会について報告を受けました。新施設に向け、福崎町、市川町、神河町の3町で新たな事務組合を立ち上げるため、スケジュール案を制作しているとのことです。

健康福祉課からは、国民健康保険事業の決算見込についての報告を受けました。

地域振興課からは、商工会と連携し、買い物困難者対策として、全世帯を対象に意向調査を実施し、移動販売車の実証実験を行うとの報告がありました。

また、6月24日に福崎駅前で「福崎〇〇まるしえ」を開催する予定であるとのことです。

上下水道課からは、下水道普及推進委員を配置して、活動を行うとの報告を受けました。下水道への接続率向上を期待します。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 次、議会広報常任委員会、石野委員長。

石野議会広報 議会広報常任委員会から、調査報告を行います。

常任委員長 調査の概要は報告書のとおりであります。

調査期日として3月26日、4月3日、4月16日、4月19日、4月24日の調査期日で行いました。

議会だより第146号の編集について、協議いたしました。特に、第146号から一般質問は1人1ページとし、わかりやすく正確に伝えられるよう変更いたしました。質問議員に800字から1,000字程度の文字数での原稿提出を求めて、特に行った質問項目順にとらわれず、最も伝えたいことを主見出しとして紙面での最初の質問項目とするということを要請して取り組ませていただきました。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、河嶋委員長。

河嶋議会 皆さん、おはようございます。

運営委員長 議会運営委員会から、閉会中に行いました所管事務調査について、報告させていただきます。

委員会は、4月6日、5月30日、6月1日の3回開催いたしました。調査結果は報告書記載のとおりですので、要点のみ報告させていただきます。

まず、4月6日の委員会では、第477回3月定例会の反省と課題について検討いたしました。委員から日程について、「このたびの議会は3月26日が最終日だったが、過去には3月28日が最終日だったこともあると聞く。補正予算のように採決後に執行するものがあるが、理事者側の事務執行に支障がないのか」との意見があり、理事者側から「事前に準備はしていますが、決裁や振り込みにも二、三日かかるので、決済日から年度末までに余裕があれば助かります」との回答がありました。

次に、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、選挙管理委員会から議長宛てに現委員の任期が7月10日で満了となるため、新委員の選任事由発生通知が届き、議会から区長会に選挙管理委員会委員及び補充員候補者の選考を依頼することに決定しました。

また、議会に対する誹謗中傷等に係る対応については、議会広報に記事を掲載して対応することとしました。

なお、継続審議となっております予算審査特別委員会の日程及び本会議2日目の前日の休会については、引き続き検討することとしました。

次に、5月30日の委員会では、第478回臨時会の運営について協議し、会期は5月30日の1日間、提案議案については委員会付託を省略し、本会議で即決する取り扱いとすることを確認しました。

次に、6月1日の委員会では、第479回定例会の運営について協議し、会期は6月8日から6月22日までの15日間とすることを確認しました。議案及び請願の委員会付託について、請願については総務文教常任委員会に付託する取り扱いとすることを確認しました。

次に、選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について、本会議2日目に選挙を行うことを確認しました。

また、継続審議となっております予算審査特別委員会の日程及び本会議2日目の前日の休会については、予算審査特別委員会は3日間、本会議2日目の前日の休会については、なしとすることに決定しました。なお、本会議2日目の前日の休会をなしとする取り扱いは、9月定例会から採用することに決定しました。

また、継続審議となっております委員会会議録の公開については、個人情報の取り扱いについても引き続き検討することとしました。

以上、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告をさせていただきます。

対策特別委員長 委員会は5月15日に会議を開催し、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、質疑と意見交換をいたしました。報告書に記載のとおりであります。要点について触れたいと思います。

1番目に、平成30年度の予算の状況であります。国庫補助事業につきましては、4億477万円で内示率は95%、単独事業費は1億1,800万円、平成29年度繰越額が6億円となっております。これで計画として最終年度の事業執行予算となるわけです。

次に、事業の進捗状況についてであります。5月10日現在の用地取得は、取得完了が69筆中66筆、残る3筆は収用への作業を進めるとともに、任意交渉も並行して行っているとのことあります。工事及び業務委託執行状況についても、資料により完了分、繰越分の報告を受けました。工事を進めるに当たっては、

安全の確保に十分な配慮をお願いいたします。

6月1日からの道路形態についても報告がありました。

次に、今後の工事についてであります。福崎駅前交通広場、福崎駅前交流広場、福崎駅前観光交流センター、辻川観光交流センターの概要がイメージパースを含め、報告がありました。駅前交流センターの前にはカップのモニュメントを設置するとのことです。辻川山から地下水路を通り、駅前にあらわれる想定だとのことです。工事入札は5月中、6月議会への上程を予定しています。

4番目に、県道甘地福崎線の北工区は県により3月27日、事業説明会が開催され、22名の参加がありました。平成33年度の完了予定で進むとのことです。

以上です。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第25号及び議案第34号から議案第37号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第4号、平成29年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第5号、平成29年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第6号、平成29年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第25号、中播公平委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第26号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第27号、福崎町表彰条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 1 番 県下各地とか、全国的にでもよろしいですし、国の方針とか、あるいは県の方針、あるいは県下各地、他市町の状況等、背景についてどうなんでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、これを職員だけに限られたということについての理由もあわせて、

改めてお聞かせいただきたいと思います。

総務課長 県下の状況でございます。この表彰条例というのは、以前は町村会準則、条例につきましても町村会準則というのがございまして、それを参考に各町は条例を決めておりました。当初はどこの市町もこの表彰条例の中で、職員の30年勤続がこの功労表彰の対象になっていたかと思うんですが、平成の大合併のときに、それぞれ各市町がほぼなくなってきておりまして、県下でも12町のうち、残っているのが今、福崎町含め3町になっております。残っておるのが神河町と稲美町が残っておるわけですが、実際、運用としては、もう職員の表彰は実施していないということでございます。

また、なぜ職員になるかということですが、職員は採用をして30年ということになりますと、ほぼ全ての職員がこの功労表彰の対象者になります。実際その今までの功労表彰を受けた人数の割合を見ましても、約85%が町の職員となっております。この職員が表彰を受けるのは、本来は5年置きに行われる町制式典の中で実施されるわけですが、そういったときにその町の職員に30年勤続しただけで町の功労者になるというのは、やはり、昨今の状況を見ますと、住民さんから本当にそれで功労者でいいのかというような疑問もやっぱり湧いてきておりまして、他市町もそういう理由もあって、消されているのではないかというふうなところで、本町も今回そういうふうに改正をしているところでございます。

ただ、職員の表彰につきましては、県の町村会なり互助会規定で20年表彰とか、職員だけの表彰は今までどおり実施する予定でございます。

議長 他に質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第28号、福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

1番 二、三、ちょっとお尋ねいたします。まず最初は、第1条の中に、定員を30人というふうに定められていると思いますが、この根拠は、どのようにして決定されたのか、お伺いいたします。

住民生活課長 定員30人ですけれども、この機能別消防団員につきましては、今年の3月に全戸配布のチラシによりまして、申込書とチラシ、両面で配布をさせていただきまして、募集を行いました。その状況も見まして、今現在応募いただいている人数が11名ということで、もう少しというところもございまして、30人という定数を決めたところではございます。

1番 それと、第8条に機能別団員の報酬、費用弁償等は次に定めるところによる。報酬はなしとし、出動手当を支給するというふうになっておりますが、なぜ報酬はないんですか。

住民生活課長 この機能別団員につきましては、平日昼間の火災の活動ということに限定をさせていただいております。また一方、基本団員、従来の消防団員の方については、24時間、365日の火災や災害時の出動、それから日ごろの訓練など、それから年末年始の特別警戒など、ほかの啓蒙啓発というふうなことで、年間通しての活動をしていただいておりますので、そのような活動の違いからということで、機能別団員の方につきましては、報酬はなしということでさせていただいたところでございます。

1番 そしたらこの出動手当というのは、これ1回当たり幾らぐらいを想定されておりますか。

住民生活課長 出動手当につきましては、1回1,200円でございます。

- 1 番 これは何かに基づいて計算されてるんですか。
- 住民生活課長 こちらにつきましても従来からの消防団条例に基づいて1, 200円ということになっておりますので、それに基づいて支給とすることとしております。
- 1 番 この第4条の中ですか、一定期間勤務しなかったことが明白であるときには、退職報償金を云々という条例になっておりますが、この一定期間とはどれくらいを想定されておりますか。
- 住民生活課長 ここの退職報償金の記述に関しましては、機能別団員につきましても、その退職報償金の対象とはしないというもので、こういった書き方とさせていただいたものでございます。
- 1 番 私が尋ねておるのは、一定期間勤務しなかったことが明白であるときの一定期間とのその期間とはどれくらいを想定されているのかということをお尋ねしております。
- 住民生活課長 こちらにつきましても、基本的には基本団員も合わせてということになるものでございますので、勤務的には基本団員の方についても連続して勤務というか、在籍していただいたところでございますので、いったん在籍が途切れるということになりますと、ここに該当するというところでございます。
- 1 番 もう一つ私、理解しにくいんですが、一定期間というたら、ある程度例えば5年間とか3年間とかいうふうなのを、ある一定期間というふうに私は理解してるんですけども、今の課長の答弁だったら、ちょっと私、もう一つこう理解しにくいんですが、その辺どうなっておりますかね。
- 住民生活課長 申しわけございません。退職報償金の支給につきましても、在職4年以上で支給ということとなっておりますので、その期間までであれば支給は、一般基本団員についてもしないということでございます。
- 議 長 他に質疑はございませんでしょうか。
- 1 3 番 先ほど松岡議員の質問でありましたけれども、この機能別消防団の所管、これはどこに置かれるんでしょうか。
- 住民生活課長 所管といいますか、事務局のほうは役場住民生活課になりますが、消防団の中につきましても本団付ということとしてしております。
- 1 3 番 これ昼間の火災のみということでしょうか。説明資料の2ページには、火災のみなんですけども、うちの福崎町消防団は水防団も兼ねてされておると思うんですけど、今回この機能別消防団に関しましては、水防は関係ないと、そのようなことなんでしょうか。
- 住民生活課長 とりあえず発足をさせるというところではございまして、最初につきましてもここに書いてありますとおり平日昼間の火災のみということでは考えておるところでございます。
- 議 長 他に質疑はございませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次、議案第29号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はございませんか。
- 7 番 資料の38ページ、地域密着型サービスで八つのサービスがあるんですが、この八つのサービスに該当する町内の事業所の件数がわかればお願いします。
- 健康福祉課長 今、委員おっしゃっておられますのが、30号の資料の件でしょうか。
- 7 番 すみません。次の議案の30号の件でした。申しわけございません。
- 1 1 番 県から町への権限の移譲での制定ということですが、これによりまして町の責任と事務量はどのように変わってくるのか、お伺いいたします。

健康福祉課長 まず、指定権限が町に移譲されますので、申請書類等全て町が担うこととなります。あと、あわせて、今までは県が行っておりました監査、こちらが町が行うという形になりますので、その事務量は増えてくると考えております。

1 1 番 事務量が増え、その責任も町が負うということになると思います。こうした作業については、子どもの保育等の問題も含めて、各地であんまりよくないニュースがよくあるわけですが、そういうときに監督責任が許認可したこと、あるいは日常の業務監督の責任が問われるという部分も大きくなろうと思います。そんな面で、福崎町の能力、職員の能力アップと、それから職員の事務量が飽和状態になるようなことはないのかという心配もするんですが、その点についてはどのように考えておられますか。

健康福祉課長 先ほど申し上げました、実際にかかってくるのが監査の事務が大きいというふうに考えております。こちらにつきましても、1事業所につきまして6年に1回という形で目安が決められておまして、その周期でありましたら今の体制で乗り切れる、そういうふうに考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第30号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

7 番 先ほどは失礼いたしました。38ページ資料の地域密着型サービスの八つのサービスがあるんですが、その八つのサービスに該当する町内事業所の件数がわかればお願いいたします。

健康福祉課長 この八つのサービスのうち、町内にありません事業所が、上から二つ目の夜間対応型訪問介護と、一番下の看護小規模多機能型居宅介護がございません。

まず一番上の定期巡回随時対応型訪問介護看護ですが、これは1事業所ございます。それから、下へまいりまして、地域密着型通所介護、こちらが3事業所ございます。それから、その下の認知症対応型通所介護、こちらが2事業所ございます。その下の小規模多機能型居宅介護、こちらが2事業所ございます。それから、その下いきまして、認知症対応型共同生活介護につきましても、3事業所ございます。その下、最後でございますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましても、1事業所という状況でございます。

7 番 その事業所の名前がわかればお願いします。

健康福祉課長 まず一番上、定期巡回の部分ですが、こちらが「愛の里」になります。それから、下へまいりまして、地域密着型通所介護ですが、こちらが「ほおずき福崎」、それから「リハビリふくさき」、それから「デイサービス優」、「優」は「優秀」の「優」でございます。それから、次、認知症対応型通所介護が「すみよしの郷」、それから「ふるさとの家」でございます。その下まいりまして、小規模多機能居宅介護ですが、こちらが「ふるさとの家」、それから「もちもちの木」、この2事業所でございます。それからその下、認知症対応型共同生活介護につきましても、「ひまわり荘福崎の家」、それから「ほおずき福崎」、あと「グループホームサルビア」でございます。それから、その下まいりまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護ですが、特養の「サルビア荘」となっております。

7 番 町内の要支援、要介護者に対して、この施設、これで十分に足りているんでしょうか。

健康福祉課長 昨今の死亡者が多いという状況が続いております影響からか、ケアマネの事業所あるいはデイサービスにつきましても空きがあるというふうに聞いておりますので、不十分な数であるということは認識しておりません。施設につきましても、待機者が減ってきておるといふふうに聞いております。

7 番 その横のページの介護医療院ってあるんですけども、福崎町内ではこれあるんでしょうか。

健康福祉課長 この30年4月に始まりましたもので、現在のところまだこの事業所はございません。

7 番 将来的に介護医療院になるような事業所というのはあるんでしょうか。

健康福祉課長 こちらにつきましては、介護療養型医療施設、現在、介護保険のほうでございます介護療養型医療施設の転換先ということでありまして、町内におきましては、その施設は平野病院さんが該当になります。ただ、介護療養型医療施設の廃止が、下から2行目に記載がございますが、6年間延長するということになりましたので、すぐに転換をするという話は聞いておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第31号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第32号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第33号、福崎町道路線の認定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第34号、工事請負契約（福崎駅前観光交流センター新築工事）について、質疑はありませんか。

1 3 番 このルーフデッキの件についてお尋ねをしたいんですけども、恐らく祭も踏まえてこのルーフデッキだと思うんですけども、これは何人ぐらい対応できるのか、その辺はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

技 監 ルーフデッキに何人ぐらい乗れるのかということについて、お答えいたします。

設計上は歩道橋の設計荷重と同じ、大体1平方メートル当たり300キロの荷重に耐えられるような設計となっております、1人当たりの体重が仮に60キロと仮定しますと、1平方メートル当たり5人ぐらいが乗れるという計算になります。単純にこれを面積掛けますと、大体1,100人ぐらいの人数が乗れると、耐えられるということになります。

ただ、ちょっと誤解を招くといけないので、ちょっと説明させていただきますと、それだけの人数があつたルーフデッキに乗ってきますと、明石の花火大会で事故があつたように、雪崩のように人が倒れていく、あるいは、転落を誘発するというような危険性がございます。ですので、利用に当たっては、入場制限とか、

そういったことが必要になってこようかと思えます。

前回の私の提案説明で、祭のときに上から見れますという説明をして、もしそういった、積極的に見てくださいというふうに誤解を招いたのであれば、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

- 1 3 番 まさしく吉栖技監が言われるとおりで、心配しとったことを全部お答えいただいております。やはりこの祭になりますと、やはり、やっぱりいいところで見たいというので、予想外のことが起こってしまうんですね。だから、片側へ人数がぐわっと寄ってしまうとか、その辺も考えて、ちょっと安全面だけは、設計もうできてるんでしょうけども、やっぱりその辺、今度、祭時期にはその今言われたような人数規制とか、その辺で危なくないようにしていただけたらと思えます。

以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

- 1 番 これざっと予定価格が2億4,192万円ですか、結構な金額なのに、入札業者、応札者が2社しかないと、これだけの金額なのに、なぜ2社なのか、何か原因とか、そういうのがあるんだったら、お答え願いたいと思えます。

技 監 入札者が少なかった理由について、推測になりますが、お答えさせていただきます。

考えられる要因としましては、3点ございます。一つは、JRとの近接工事になるということ、二つ目が、狭いエリアの中で3社が錯綜するという工事になるということ、三つ目が、発注時期が他の自治体と重なったという点がございます。

まず、1点目のJRとの近接工事という点でございますけども、JR、あるいは線路の近接工事というのは、事前に保線区との十分な協議が必要になりまして、最近、JRの近くで工事をして、クレーンが架線に接触するとか、あるいは、掘削工事をするることによって、地盤が緩んで線路が傾くというような事故が全国でも多発しておりまして、かなり厳しい事前協議が行われます。そういったことで作業時間ですとか、安全面の人員体制、あるいは使用する重機、そういったものについて、かなり制約を受けるということになってきます。そういったことで、業者のほうが施工しにくいということで敬遠されたのではないかと1点目でございます。

2点目は、観光交流センターと交通広場、あと交流広場という3社が同時進行で工事を進めていくことになりまして、駅の利用者の安全を確保しながら、3社が相互に工程調整をしながら工事を進めていくということになりますので、自社の都合だけで工事が進められないという点が、2点目の、施工業者が敬遠した理由ではないかと。

あと、三つ目が、この時期、国も県も他の自治体も、さまざまな工事を発注する時期となっておりますので、工事が重なってくるということになります。実際、駅の観光交流センターについては、当初は4社が入札申し込みをされておりましたけども、2社が辞退と、それは、ほかの工事をとったために、配置技術者が確保できないといった理由で辞退されたということもございます。

いずれにしても、落札率はこのたび駅の観光交流センターにつきましては、77.6%ということで、適正な競争は確保されていたのではないかと考えており、問題はないかと考えております。

- 1 番 それは前回の説明で、一般競争入札というふうに説明を受けておりますが、こういう入札の場合、最低何社だったら成立するのか、これは2社ですけども、1社だったらどうなのか、その最低というルールがあるのかどうか、その辺をちょ

つと答弁願います。

技 監 町のルールとしましては、仮に1社であっても有効であると設定しております。これは兵庫県においても同様でございます。

といいますのは、入札を公告して、参加条件に合えば、どなたでも参加できるということで門戸を広げておりますので、基本的には競争原理は働くと考えておりますので、1社でも有効としております。

議 長 他に質疑はございませんか。

1 0 番 松岡議員と同じような質疑になりますけれども、この時期に3件の入札があったわけなんですね。この次の次の議案に出てくるわけなんですけど、そういう中におきまして、非常に結局その、今言ったように、2社だけという形でもって少ないわけなんです。これもやはり私の考えですけども、同じ時期に3個の入札があったという形でもって、よその工事については10社とか、あるいは6社とかいう形でもって入札業者が参加されているわけですけども、やはりその業者のほうも、この工事に対して、選んだんじゃないかなと、空想ですよ、ないかなという感じもするわけなんですけども、なぜこの同じ時期に、この三つの入札をされたのか、その辺をちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

技 監 なぜ一遍に発注したかということについて、お答えいたします。

この工事は最終年度ということで、今年度に全ての工事を発注して、基本的には今年度工事を完了させる。いたしかたない場合については来年度に繰り越せるということになっております。ですので、なるべく早く、予算の内示が出次第、発注準備を進めて、基本的には年度内完成を目指して発注すべく準備を整えておりましたので、ほぼ同時ということになっております。

1 0 番 今、工事を発注されても、要するにその年度内に完成というのは非常に厳しいんじゃないかなという感じがしますね。といいますのも、やはり同じ場所でもって同じような工事が重なってきますと、業者間とか、あるいは管理のほうともいろいろと手間がかかるんじゃないかなという感じがしますので、どうしても次年度に繰り越しという形になるんじゃないかなというふうになりますけれども、やはりこれは予算の都合上このように一時期に発注したのかということなんですけども、その辺はどうでしょうかね。

技 監 我々としてしましては、繰り越しありきの発注ということは基本的に考えておりませんので、基本的には今年度発注して、どうしようもない場合についての繰り越しというふうに考えております。また、やはりJRとの近接工事ということもありまして、今後、施工計画上、どのような条件を課せられるかわかりませんので、そういったことも含めて、安全側を見て、早期の発注を心がけたというところでございます。

1 0 番 理事者側としては、次年度という形の考えはなかろうと思います。もしあっても、これはこの場では言えないと思いますけれども、やはり物理的に考えて、工事量と人員を考えますと、非常にこう厳しい問題が出てくるんじゃないかなというように思うんですね。期限が決まっていますので、やはりそういうふうな形でもって、一時期に出されたと思いますけれども、その点は今度は安全管理のほう、十分に管理していきながら、事故のないような工事の進捗状況をお願いしておきます。

以上です。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

1 1 番 工期の設定ですが、1月31日ということですね。後のその広場の関係は3月末になっておるのですが、この建物についてはもう1月31日にできるという、

標準工期等から照らしても大丈夫なのかどうか、この差をつけられたことについては、この分についてはもう延期することはないという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

技 監 建築工事が1月で、交流広場、交通広場が3月になっている、その差の違いというご質問でよろしいでしょうか。

駅の観光交流センターとその前の交流広場につきましては、一部工事の施工区間が重なっております。建築の工事を先に終えてから、重なっている部分の交流広場の工事をすると、といたしますのは、先に交流広場の工事を仕上げてしまうと、建築用の重機が中に入れない。あるいは資材が置けなくなってしまうということがございますので、まずは建築工事を優先して、完了後にラッピングした部分の工事を交流広場の工事を進めていくということで、工期のズレが生じております。

1 1 番 いや先ほど、今、質疑はこの交流センターについての質疑ですから、そこで、年度を超えての延長もあり得るかもというふうな話がありましたので、これは1月末になっておるのになというふうに思ったという。今の答弁はほぼ想定できる答弁なんですね。この建物の標準工期等から照らしても、1月31日ということで、これは大丈夫な期間でしょうか。

技 監 標準的な工事としましては、1月31日で完成できると考えております。ただし、先ほど申し上げたとおり、JRとの事前協議の中で、例えばなんですけれども、全国の事例でいいますと、列車が接近してきて、通過するまでは工事をとめなさいという条件を課せられるような現場もございます。そういったことで、どのような条件を課せられるかによって、工期をもしかすると延長する可能性はございます。ただ、標準的な工事を進める上では、1月31日の工期で完成可能と考えております。

議 長 他にございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第35号、工事請負契約について（辻川観光交流センター新築工事）について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第36号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その1）工事）について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第37号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その2）工事）について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、請願第1号、消費税10%への増税中止を求める請願について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

- 議 長 日程第3は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第25号、中播公平委員会委員の選任について、及び、議案第34号、工事請負契約について（福崎駅前観光交流センター新築工事）から議案第37号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その2）工事）については、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第25号及び議案第34号から議案第37号については、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第25号、中播公平委員会委員の選任について、討論を行います。
討論はありませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第25号、中播公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
- （起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第25号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第34号、工事請負契約について（福崎駅前観光交流センター新築工事）について、討論を行います。
討論はありませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第34号、工事請負契約について（福崎駅前観光交流センター新築工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
- （起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第34号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第35号、工事請負契約について（辻川観光交流センター新築工事）について、討論を行います。
討論はありませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第35号、工事請負契約について（辻川観光交流センター新築工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
- （起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第35号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第36号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その1）工事）について、討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第36号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その1）工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第36号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第37号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その2）工事）について、討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第37号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その2）工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第37号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
それでは、ただいまより暫時休憩をとりたいと思います。再開につきましては、10時45分をお願いしたいと思います。

◇

休憩 午前10時27分

再開 午前10時43分

◇

議 長 時間少し早いんですけども、再開させていただきます。

日程第4 選挙管理委員及び補充員の選挙

議 長 日程第4は、選挙管理委員及び補充員の選挙であります。
これより、選挙管理委員の選挙を行います。
お諮りいたします。
本選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは、指名いたします。
初めに、選挙管理委員の指名でございます。
福崎町東田原 1 1 7 6 番地 山田朋弘さん
福崎町八千種 2 4 1 4 番地 尾内昭夫さん
福崎町西治 7 6 7 番地 2 藤原毬子さん
福崎町高岡 2 0 4 番地 1 山口省吾さん
以上の4名を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました山田朋弘さん、尾内昭夫さん、藤原毬子さん、山口省吾さんが選挙管理委員に当選されました。
次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。
本選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
重ねてお諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
それでは、指名いたします。
選挙管理委員補充員に
第1順位 福崎町高岡 1 2 6 8 番地 中川茂俊さん
第2順位 福崎町八千種 2 0 0 番地 玉置道雄さん
第3順位 福崎町山崎 5 1 2 番地 1 7 松岡洋子さん
第4順位 福崎町南田原 1 2 1 0 番地 6 竹本繁夫さん
以上、4名を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました中川茂俊さん、玉置道雄さん、松岡洋子さん、竹本繁夫さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

議 長 日程第5は、委員会付託であります。
議案第26号から議案第33号及び請願第1号をそれぞれの委員会に付託いたします。
議案第26号は民生まちづくり常任委員会に、議案第27号は総務文教常任委員会に、議案第28号から議案第33号は民生まちづくり常任委員会に、請願第1号は総務文教常任委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、総務文教常任委員会は2件、民生まちづくり常任委員会は7件、以上9件をそれぞれの委員会に付託しますので、よろしくお願いいたします。
以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時47分